

奥州市空き家等解体工事事業者登録制度要領

(目的)

第1条 この要領は、市が空き家等の解体を行う事業者等（以下「事業者」という。）の登録名簿を作成し、登録情報を空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に紹介することにより、所有者等による空き家等の解体を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、「空き家等」とは、現に居住その他の使用がなされていない建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）であって、市の区域内に存するものをいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(登録事業者)

第3条 登録することのできる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 市内に営業所を置く者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 役員又は事業所の代表者が、奥州市暴力団排除条例（平成27年3月11日条例第20号）第2条3号に規定する暴力団員等でないこと。

(登録申請)

第4条 登録を受けようとする事業者は、奥州市空き家等解体工事事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の定款等の写し
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 本市の市税の滞納がない証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録決定)

第5条 市長は前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、奥州市空き家等解体工事事業者登録決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録の決定を受けた事業者を奥州市空き家等解体工事事業者名簿に登録し、当該名簿を公表するものとする。

(登録の取り消し)

第6条 市長は登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録名簿から除外することができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 登録内容に虚偽があったとき

(3) 誓約事項に違反したとき

(4) その他市長が適当でないと認めたとき

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、市長が別に定める。